

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成31年2月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 商工観光課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成30年12月26日から平成31年1月16日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 帳簿類について、市文書と実行委員会文書の編綴誤り、委託契約書への仕様書綴じ込みの欠落、伺書の決裁月日等の未記載、許可申請書の文書受付漏れ等の不備が見られるため、関係規程に基づき適正な事務処理に努めること。	1. 左記指摘事項において、訂正、追加等を行い適正に処理を行いました。今後、適正な処理に努めます。